

産業建設常任委員会

日 時 平成 3 0 年 3 月 1 2 日 (月) 午後 1 時 1 5 分 ~
場 所 第 2 委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 陳情について

4 所管分付託議案審査（説明～質疑） ※付託表その 2

（審査順：別紙審査日程）

- （1）第 4 号議案 平成 30 年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算
- （2）第 7 号議案 平成 30 年度亀岡市土地取得事業特別会計予算
- （3）第 9 号議案 平成 30 年度亀岡市水道事業会計予算
- （4）第 10 号議案 平成 30 年度亀岡市下水道事業会計予算
- （5）第 64 号議案 亀岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- （6）第 65 号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- （7）第 66 号議案 亀岡市空家等対策の推進に関する条例の制定について
- （8）第 67 号議案 市道路線の認定及び廃止について

5 討論～採決

6 審議会委員等の選出について

- （1）亀岡市防災会議委員（H 30. 6. 1 から 2 年間）

7 その他

- （1）議会だよりの掲載内容について
- （2）わがまちトークの意見対応について
- （3）月例開催について

産業建設常任委員会 <審査日程>

●3月12日(月)

◇補正予算 委員長報告の確認

10:00～	委員長報告の確認
--------	----------

<議会運営委員会（幹事会）～会派会議～本会議～休憩>

◇当初予算・条例・その他議案審査（説明・質疑）

13:15～	（陳情）	市道北古世西川線開通時における速度規制等、法的整備及び施行を求める陳情	（意見陳述）
--------	------	-------------------------------------	--------

13:45～	第9号議案	平成30年度亀岡市水道事業会計予算	上下水道部
	第10号議案	平成30年度亀岡市下水道事業会計予算	
	第4号議案	平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算	

<休憩>

15:30～	第64号議案	亀岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	産業観光部
15:45～	第7号議案	平成30年度亀岡市土地取得事業特別会計予算	まちづくり推進部
	第65号議案	亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
16:15～	第66号議案	亀岡市空家等対策の推進に関する条例の制定について	土木建築部
	第67号議案	市道路線の認定及び廃止について	

◇討論～採決

16:45～	（採決順：第4、7、9、10、64、65、66、67号議案）
--------	--------------------------------

◇その他

16:55～	審議会委員等の選出について（亀岡市防災会議委員）
	議会だよりの掲載内容について
	わがまちトークの意見対応について
	4月の月例開催について

●3月26日(月)

◇委員長報告の確認、その他

10:00～	委員長報告の確認等
--------	-----------

平成30年2月23日受理(特参)

写

陳情書

件 名 市道北古世西川線開通時における速度規制等、法的整備及び施行を
求める陳情

陳情の趣旨

市道北古世西川線全線開通時における、年谷川～追分交差点間の、速度規制をはじめとする交通安全に関わる法的整備を実施されたい。

陳情の説明

平成 29 年 12 月 2 日に追分町自治会の要請にて開催された「市道北古世西川線開通に関する説明会」において、亀岡市より当該道路の開通について、開通予定の平成 30 年 3 月時点では速度制限等に関わる規制がなく、年谷川以東の 2 車線道路拡幅工事が完成し、完全開通予定の 2 年後までは法的規制が実施されないとの説明がなされた。

その間は、亀岡市は新古世橋～追分交差点間における通行車両抑制策として、啓蒙看板を継続するとの見解であったが、実態は期待にそぐわず高速での通行が常態化している。

開通時に法的規制がなく啓蒙にとどまる場合は、時速 60 km/h が法定速度となることから、取り締まりもできず、高速走行の容認となり事故誘発要因になることが懸念される。

加えて説明会では、篠町府道 402 号（現在 1 日通行量 10,800 台）の振り分けがされ、開通時の 1 日通行量が現状の 2,000 台から 2,500 台に増加するとの予測も示されたが、当該道路の認知度向上やスタジアム工事の進展等に比例し、予測以上に通行量が増加し、道路計画通行量 4,000 台に近づき、或いは、超えていくことが容易に予想される。

このような状況下、既知の通り向嶋団地およびセントフローレンス古世町地域の約 100 世帯の住民は、立地上、当該道路の利用以外に車両による交通手段を持ち得ない状況であるばかりか、通行量増加による事故発生危険度が増していく上に、速度制限等のない状態での開通を迎えることは、地域住民の生活および当該道路利用者の安全を著しく脅かすことにつながると考える。

追分町自治会では、当該道路の開通を当市発展の重要なインフラ整備の一環として改めて賛意を表する一方で、篠町府道王子並河線での悲惨な事故のようなことを繰り返すことのなきよう、「第 10 次亀岡市交通安全計画」の精神と指針に則り、当該道路全般の安全運用管理はもとより、全線開通時には年谷川以東の拡幅完成を待たず、追分交差点～年谷川踏切までの約 1 km の区間を追い越し禁止と速度規制等、迅速な法的整備および施工を陳情するものであります。

上記のとおり陳情書を提出します。

平成30年 2月 26日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

陳情者

住所

氏名

亀岡市追分町八ノ坪九
追分町自治会
会長 大山 肇



わがまちトーク(東本梅町)で頂いた意見・要望等と回答について

産業建設常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	現在、2人の新規就農者を予定している。新規就農者には手厚い支援をお願いしたい。また、私たちの子どもや、Uターンで親の近くで暮らしたい人のために、家の改修補助などの支援事業をお願いしたい。		産業建設			
2	雪害に遭った時の補償については、市からの説明がない。税金の使い方を考えてほしい。また、自然環境と農業について魅力がある町なので、それを生かした定住促進を行ってほしい。	行政に対して、しっかりと伝える。	総務文教 産業建設			

わがまちトーク(千代川町)で頂いた意見・要望等と回答について

産業建設常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参加	報告	調査
1	市道川関小林線は、交通対策をしていただいているが、公安委員会の速度規制など、なかなか進捗しない。道路が狭く、電柱なども自然のデバイスになってはいるが、ゾーン30の取組みなど早急な対策が必要である。	篠町では事故があり交通対策ができていない。しかし事故が起こってからでは遅い。根本的に国道9号の渋滞対策を国にも要望しているが、引き続き自治会として、ゾーン30の強い要望がある旨の声を上げていきたい。	総務文教 産業建設			
2	国道9号が慢性的に渋滞している。桂川右岸道路の必要性が大きい。		産業建設			
3	千代川町北ノ庄から国道9号に出る際、京都縦貫自動車道の信号と国道9号の2つの信号を抜けるのに渋滞する。府道宮前千歳線の鳴滝工区が完成すると、ますます交通量が増える。今でも2つの信号が待てず、縦貫自動車道の側道から湯井に抜ける車や千々川堤防を走る車、対向車線を通って右折する車などがあり、大変危険である。このような交通量の状態を把握しているのか。	堤防を通っている車があることは把握していなかった。軽トラックだけしか通さないなど、何らかの対策が必要である。対向車線を通る車があることについては、自治会から警察に要請し、取り締まりをしてもらうことも効果的ではないか。	産業建設			
4	ゾーン30になっても事故が起こらないとは限らない。事故が起こる前に1日でも早く安全な道で通学させるべきである。車の通らない農道を通学路として認めるべきではないか。	農道を通学路にするには、交通安全以外の安全面も大切である。通学路の決定は、保護者をはじめ、地域の人、自治会など、地元の総意で最終的には学校が決定する。ぜひ、地域合意を目指していただきたい。また、農家の理解も必要である。	総務文教 産業建設			

亀岡市空家等対策の推進に関する条例（案）【概要版】

●条例制定の背景・目的

【第1条】

○目的

近年の全国的な空家の増加に伴い、適切な管理がなされていない空家が防災、衛生、景観等の面で地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という）」が施行されました。法で定めるもののほかに、本市における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進することについて必要な事項を定めることにより、市民等の良好な生活環境を確保し、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的に「亀岡市空家等対策の推進に関する条例」を制定します。

●条例（案）の主な条項

【第4条】

○所有者等の責務

空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任と負担において空家等を適正に管理しなければならない旨規定しております。

【第5条】

○市民等の責務

市民等は、市が推進する空家等対策に協力するとともに、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市に当該空家等の情報を提供するように努める旨規定しております。

【第6条】

○市の責務

市は、空家等の発生予防、活用の促進及び適正管理に関する施策を総合的に推進する旨規定しております。

【第7条】

○空家等対策計画

市は、前条に規定する施策を推進するため、法第6条に規定する空家等対策計画を定める旨規定しております。

【第11条】

○立入調査等

市長は、市内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査を行うことができ、また、必要に応じて空家等に立ち入って調査を行うことができる旨規定しております。

【第13条】

○特定空家等の認定及び認定基準

市長は、認定基準に基づき、対象となる空家等を「特定空家等」と認定する旨規定しております。

※特定空家等・・・放置すれば倒壊等著しく危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態などにある空家等

【第14条】

○特定空家等に対する措置（助言・指導、勧告、命令）

特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、段階を踏んで助言・指導、勧告、命令を行う旨規定しております。

【第15条】

○行政代執行

特定空家等の所有者等に対し、命令の措置が履行されないときや不十分な場合等において、行政代執行ができる旨規定しております（費用は所有者から徴収）。

【第16条】

○略式代執行

特定空家等の所有者等が確知できないとき、市長がその措置を行うことができる旨規定しております。

【第17条】

○安全代行措置

特定空家等の所有者等に対して助言・指導を行った後、市長に対し、当該所有者等から必要な措置の代行依頼（費用負担は所有者）があった場合、必要に応じて市長が代行できる旨規定しております。

【第18条】

○緊急安全措置

適正な管理が行われていない空家等であって、倒壊など著しい危険が切迫し、このため人の生命もしくは身体に対する危害などの損害を及ぼし、またはそのおそれがあると認めるときは、所有者等の負担において、市長が当該所有者等に代わって必要最小限の措置を講じることができる旨規定しております。

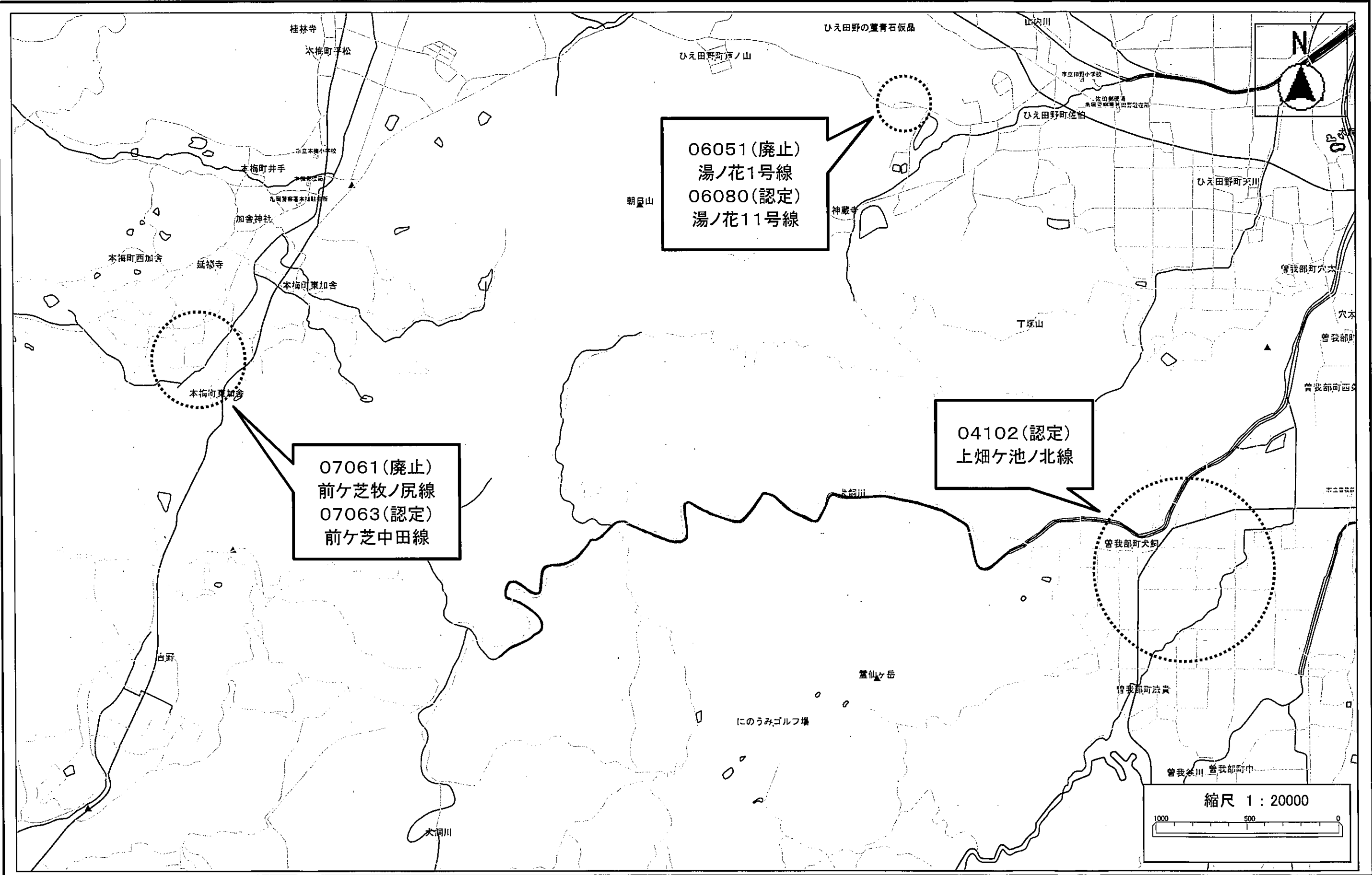
※条例の施行期日は平成30年6月1日を予定しております。

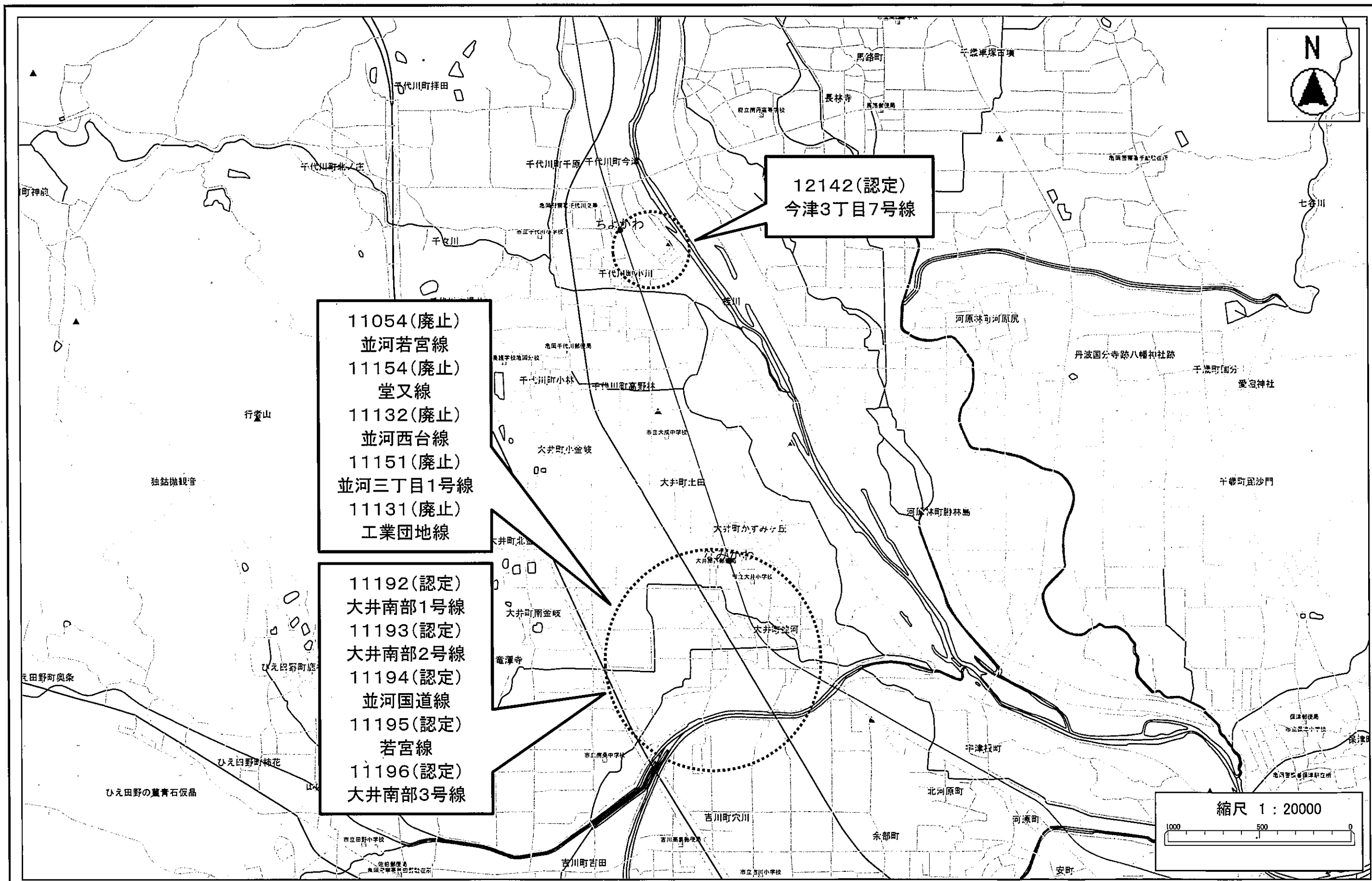
平成30年3月亀岡市議会定例会産業建設常任委員会 第67号議案 市道路線の認定及び廃止 概要

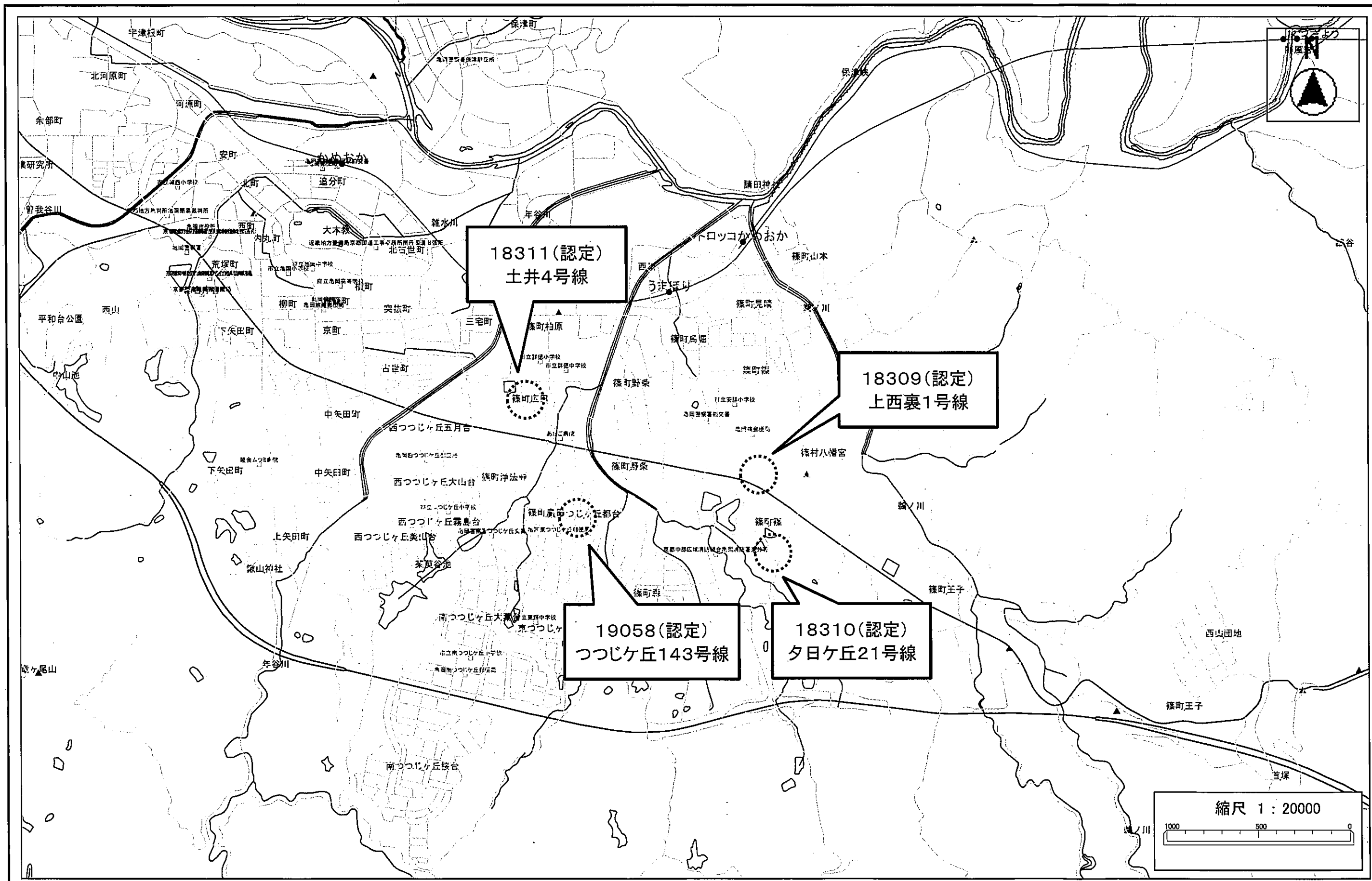
路 線 名	延 長 m	幅 員		事 業 概 要
		最 小 m	最 大 m	
市 道 認 定				
(曾我部町) 1) 上畑ヶ池ノ北線	960.00	11.75	14.75	京都府により計画されている法貴バイパスと曾我部町犬飼池ノ北を結ぶ道路であり、当該道路を設置することで現道の国道423号の通過交通の分散を図り、地域の交通安全の確保と道路網整備に寄与するため、新たに市道に認定するものです。
(蔦田野町) 2) 湯ノ花11号線	146.50	3.00	5.00	市道の廃止申請により今回廃止する予定の路線の区域のうち、当該申請とは関係のない区域を再度市道に認定するものです。
(本梅町) 3) 前ヶ芝中田線	210.00	3.00	6.00	国営緊急農地再編整備事業亀岡中部地区の実施に伴い廃止される路線の区域のうち、当該事業区域外の区域を再度市道に認定するものです。
(大井町) 4) 大井南部1号線	776.50	16.00	17.00	「南丹都市計画事業 大井町南部土地区画整理事業」において築造された新設道路と今回廃止予定の市道を併せて路線網を整理した上で、新たに市道に認定するものです。
(大井町) 5) 大井南部2号線	447.50	12.00	17.00	「南丹都市計画事業 大井町南部土地区画整理事業」において築造された新設道路と今回廃止予定の市道を併せて路線網を整理した上で、新たに市道に認定するものです。
(大井町) 6) 並河国道線	352.00	3.21	8.03	「南丹都市計画事業 大井町南部土地区画整理事業」において築造された新設道路と今回廃止予定の市道を併せて路線網を整理した上で、新たに市道に認定するものです。
(大井町) 7) 若宮線	105.00	5.95	7.90	「南丹都市計画事業 大井町南部土地区画整理事業」において築造された新設道路と今回廃止予定の市道を併せて路線網を整理した上で、新たに市道に認定するものです。
(大井町) 8) 大井南部3号線	198.00	7.78	8.52	「南丹都市計画事業 大井町南部土地区画整理事業」において築造された新設道路と今回廃止予定の市道を併せて路線網を整理した上で、新たに市道に認定するものです。
(千代川町) 9) 今津3丁目7号線	39.17	6.00	12.00	都市計画法に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。
(篠町) 10) 上西裏1号線	106.00	6.00	6.02	都市計画法に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。
(篠町) 11) 夕日ヶ丘21号線	63.81	6.00	6.00	都市計画法に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。
(篠町) 12) 土井4号線	64.89	6.02	12.00	都市計画法に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。
(東つつじヶ丘) 13) つつじヶ丘143号線	85.84	6.01	6.01	都市計画法に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。

平成30年3月 亀岡市議会定例会産業建設常任委員会 第67号議案 市道路線の認定及び廃止 概要

路 線 名	延 長 m	幅 員		事 業 概 要
		最 小 m	最 大 m	
市 道 廃 止				
(蒔田野町) 1) 湯ノ花1号線	249.80	3.00	5.00	市道の廃止申請に伴い、市道路線を廃止するものです。
(本梅町) 2) 前ヶ芝牧ノ尻線	541.18	2.50	5.60	国営緊急農地再編整備事業亀岡中部地区の実施に伴い、事業区域内の市道を廃止するものです。
(大井町) 3) 並河若宮線	941.36	3.21	17.00	「南丹都市計画事業 大井町南部土地区画整理事業」において築造された新設道路への切り替えに伴い、路線網の整理のため、既存の市道を廃止するものです。
(大井町) 4) 工業団地線	433.93	7.96	8.50	「南丹都市計画事業 大井町南部土地区画整理事業」において築造された新設道路への切り替えに伴い、路線網の整理のため、既存の市道を廃止するものです。
(大井町) 5) 並河西台線	107.28	11.85	11.96	「南丹都市計画事業 大井町南部土地区画整理事業」において築造された新設道路への切り替えに伴い、路線網の整理のため、既存の市道を廃止するものです。
(大井町) 6) 並河三丁目1号線	104.20	12.05	15.03	「南丹都市計画事業 大井町南部土地区画整理事業」において築造された新設道路への切り替えに伴い、路線網の整理のため、既存の市道を廃止するものです。
(大井町) 7) 堂又線	106.04	8.95	8.95	「南丹都市計画事業 大井町南部土地区画整理事業」において築造された新設道路への切り替えに伴い、路線網の整理のため、既存の市道を廃止するものです。







位置図

曾我部町犬飼

国道423号

今回認定路線
04102 上畑ヶ池ノ北線
延長 960.00m

曾我部町法貴

起点 ●
終点 →

※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400

上畑ヶ池ノ北線 起点

起点 → 終点



上畑ヶ池ノ北線 終点

終点 → 起点



位置図



今回認定路線
06080 湯ノ花11号線
延長 146.50m

稗田野町 柿花

赤屋

赤屋

稗田野町 佐伯

基野

稗田野町佐伯

下峠

既存路線
06052 湯ノ花2号線

稗田野町 佐伯

基野

起点 ●
終点 →

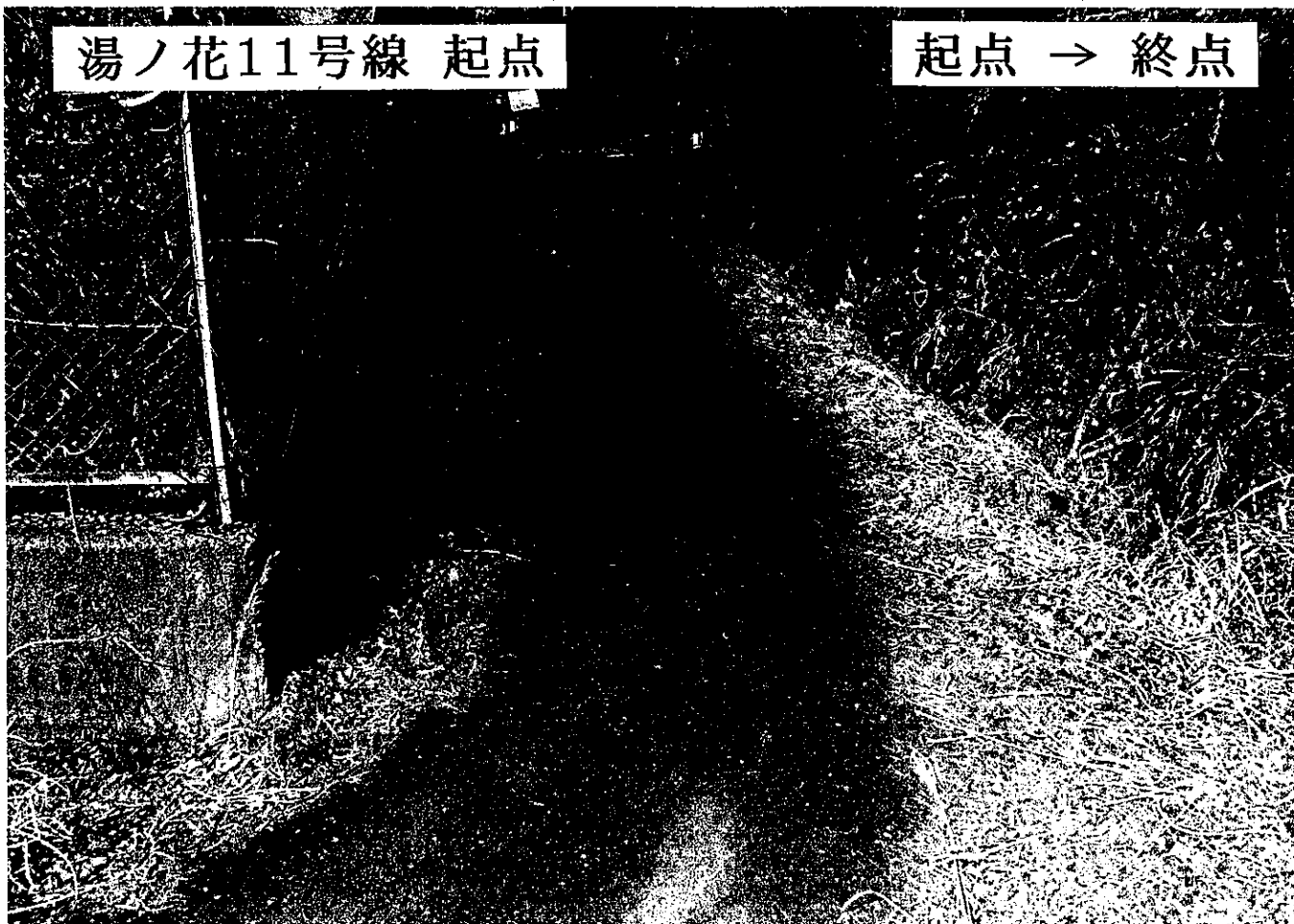
※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 2500

20 105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

湯ノ花11号線 起点

起点 → 終点



湯ノ花11号線 終点

終点 → 起点



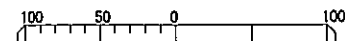
位置図

本梅町西加舎

今回認定路線
07063 前ヶ芝中田線
延長 210.00m

起点 ●
終点 →
※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 5000



前ヶ芝中田線 起点

起点 → 終点



前ヶ芝中田線 終点

終点 → 起点



位置図

大井町

今回認定路線
11196 大井南部3号線
延長 198.00m

今回認定路線
11194 並河国道線
延長 352.00m

今回認定路線
11192 大井南部1号線
延長 776.50m

犬飼川

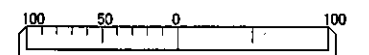
今回認定路線
11193 大井南部2号線
延長 447.50m

今回認定路線
11195 若宮線
延長 105.00m

国道9号

起点 ●
終点 →
※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 5000



N

大井南部1号線 起点

起点 → 終点



大井南部1号線 終点

終点 → 起点



大井南部2号線 起点

起点 → 終点



大井南部2号線 終点

終点 → 起点



並河国道線 起点

起点 → 終点



並河国道線 終点

終点 → 起点



若宮線 起点

起点 → 終点



若宮線 終点

終点 → 起点



大井南部3号線 起点

起点 → 終点



大井南部3号線 終点

終点 → 起点



位置図

今回認定路線
12142 今津3丁目7号線
延長 39.17m

縮尺 1:1500

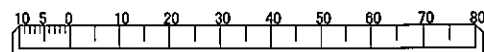
起点 ● 終点 →
※道路形状については平面図参照

千代川町今津3丁目

今回認定路線
12142 今津3丁目7号線
延長 39.17m

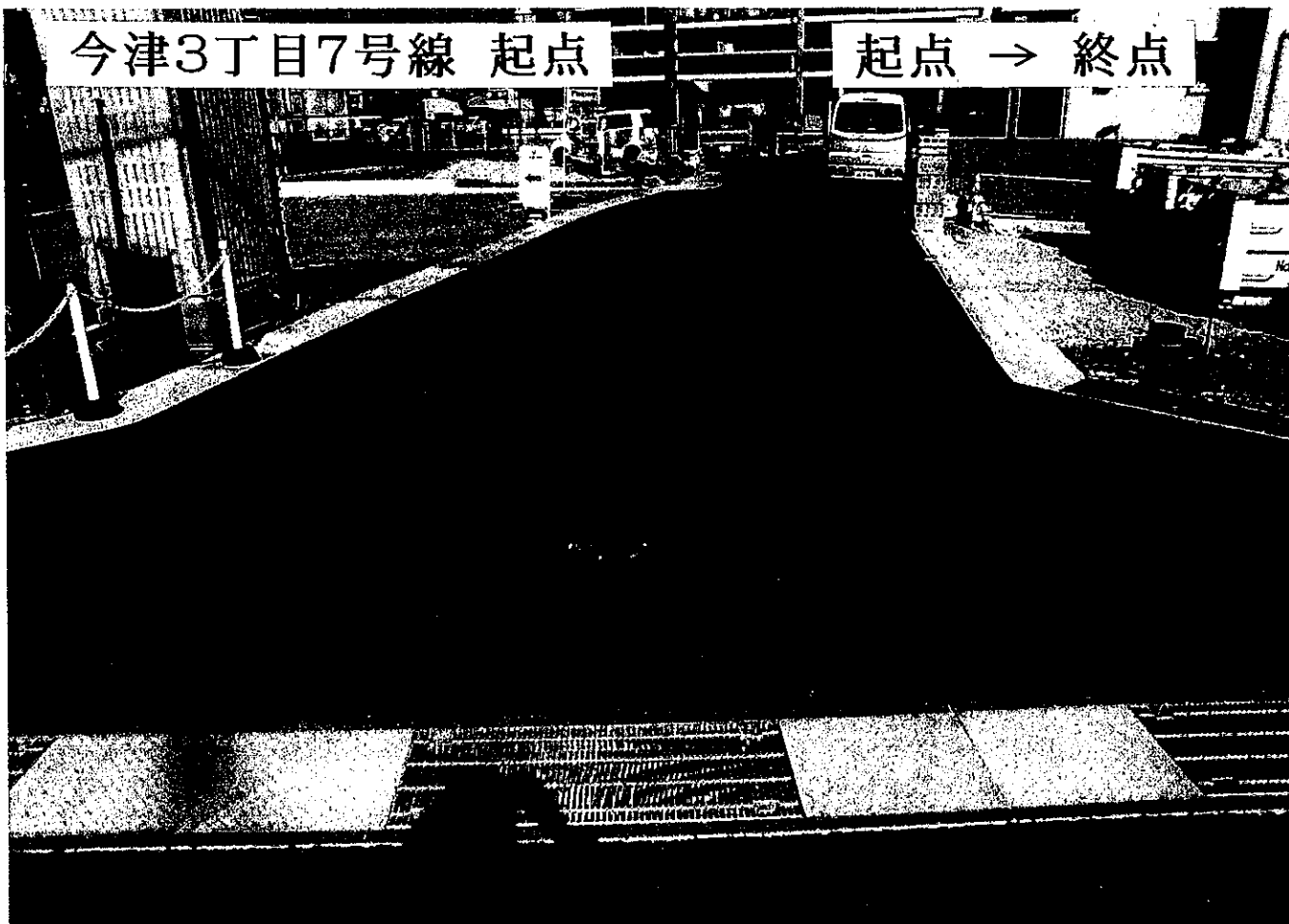
起点 ●
 終点 →
 ※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 1500



今津3丁目7号線 起点

起点 → 終点



今津3丁目7号線 終点

終点 → 起点



位置図

篠町上西裏

今回認定路線
18309 上西裏1号線
延長 106.00m

国道9号

起点 ●
終点 →

※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

上西裏1号線 起点

起点 → 終点



上西裏1号線 終点

終点 → 起点



位置図

篠町夕日ヶ丘3丁目

今回認定路線
18310 夕日ヶ丘21号線
延長 63.81m

中矢田篠線

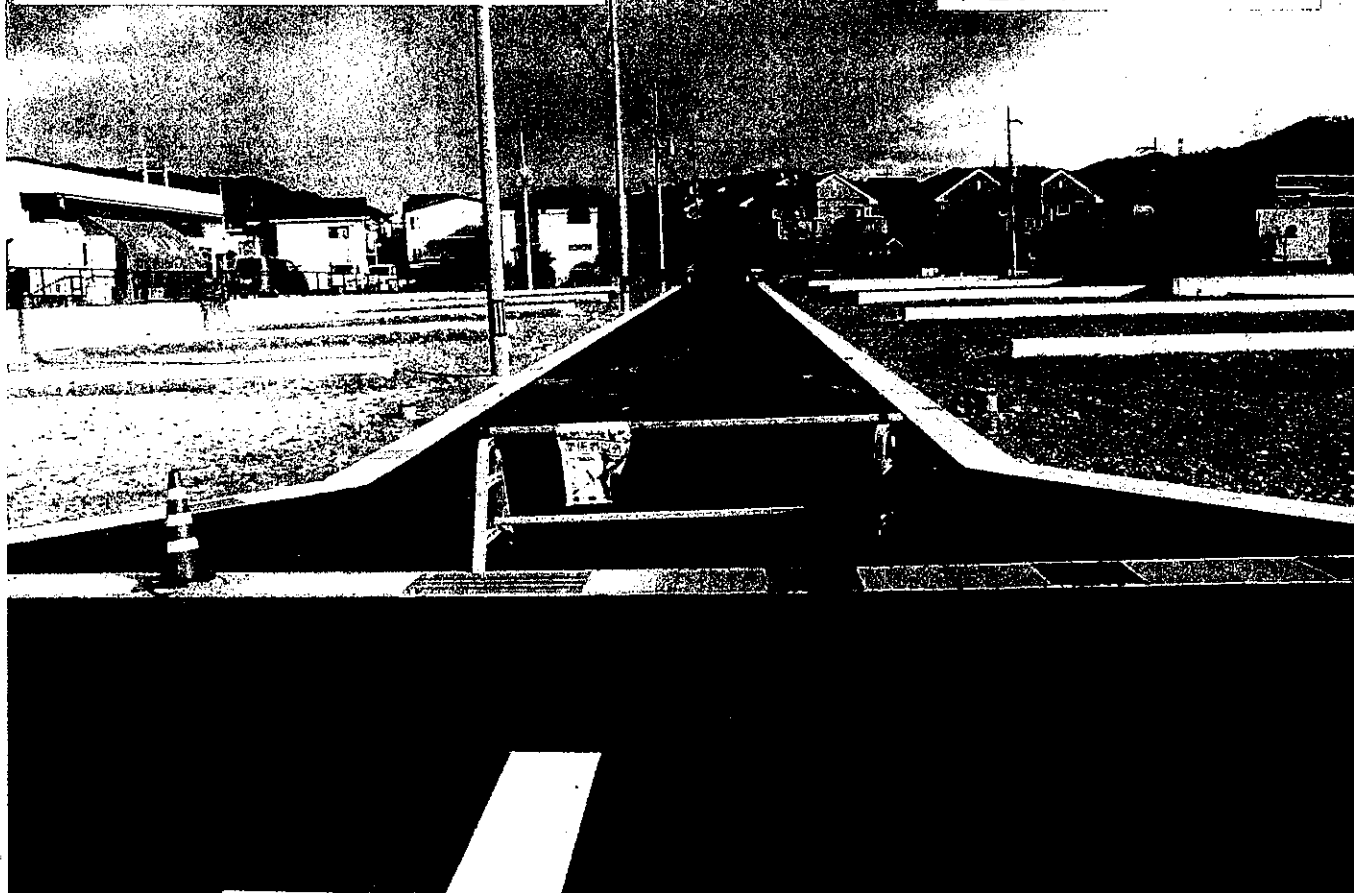
起点 ●
終点 →
※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

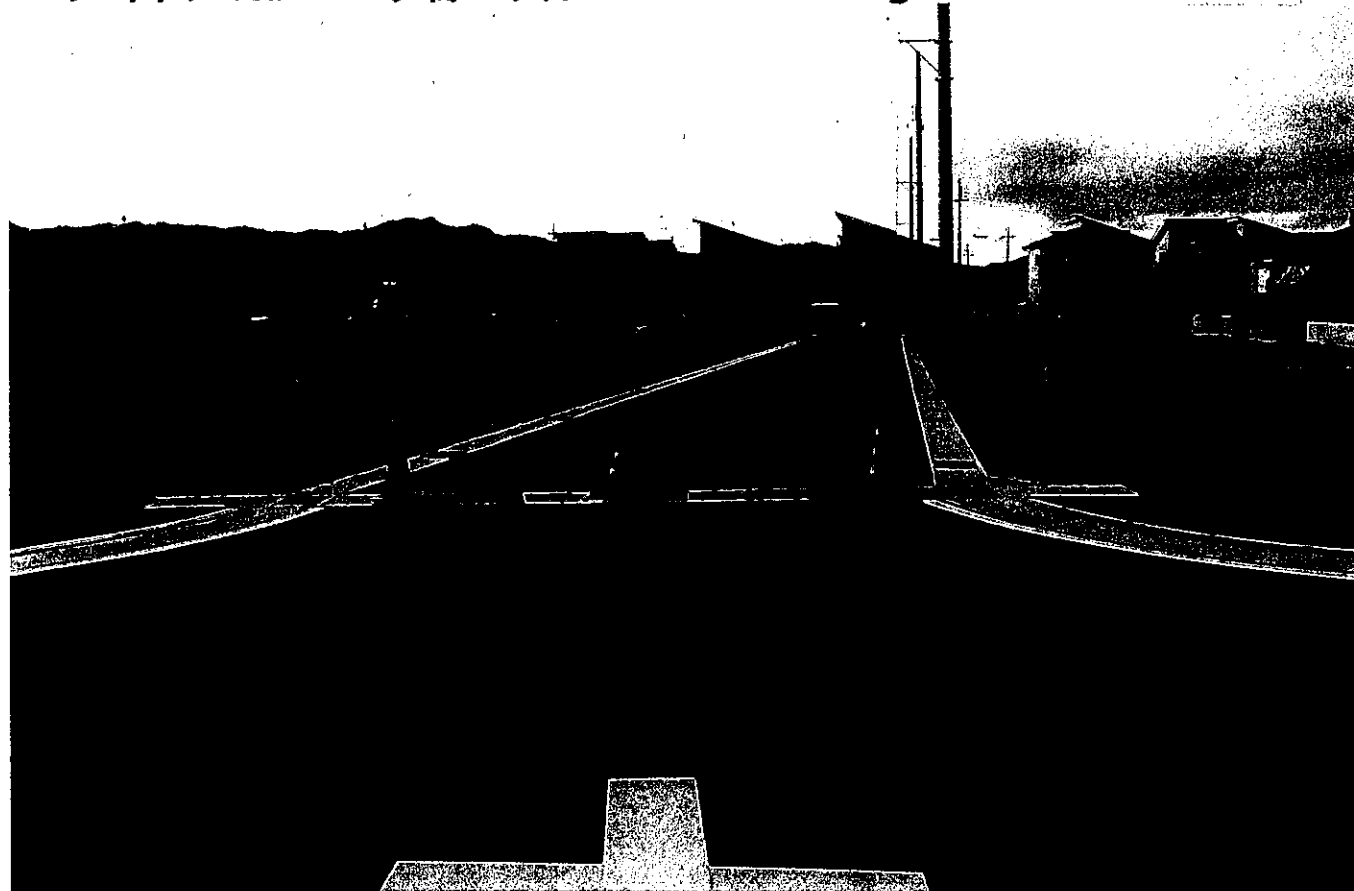
夕日ヶ丘21号線 起点

起点 → 終点

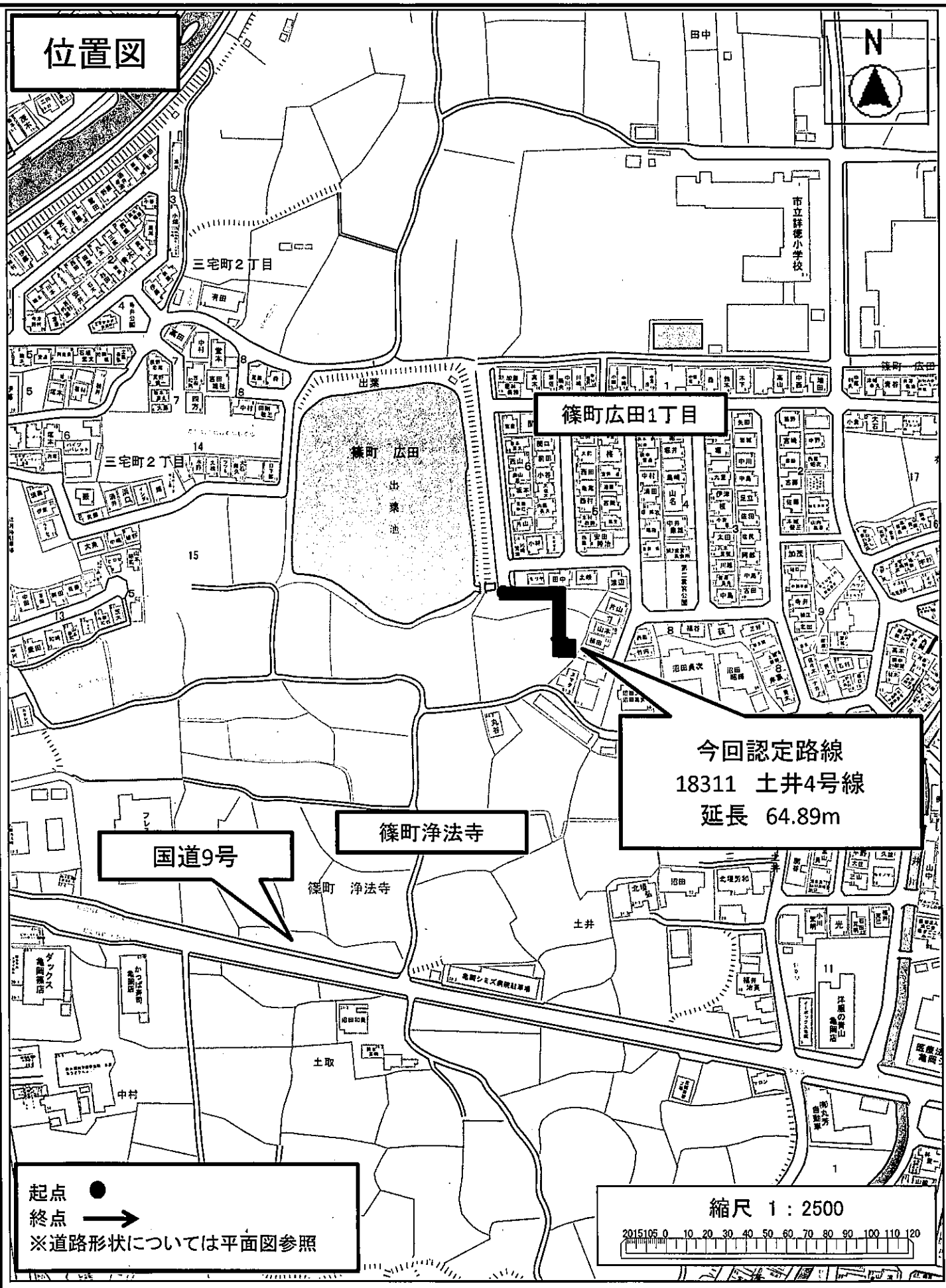


夕日ヶ丘21号線 終点

終点 → 起点



位置図



篠町 広田1丁目

篠町 広田

篠町 浄法寺

国道9号

今回認定路線
18311 土井4号線
延長 64.89m

起点 ●
終点 →

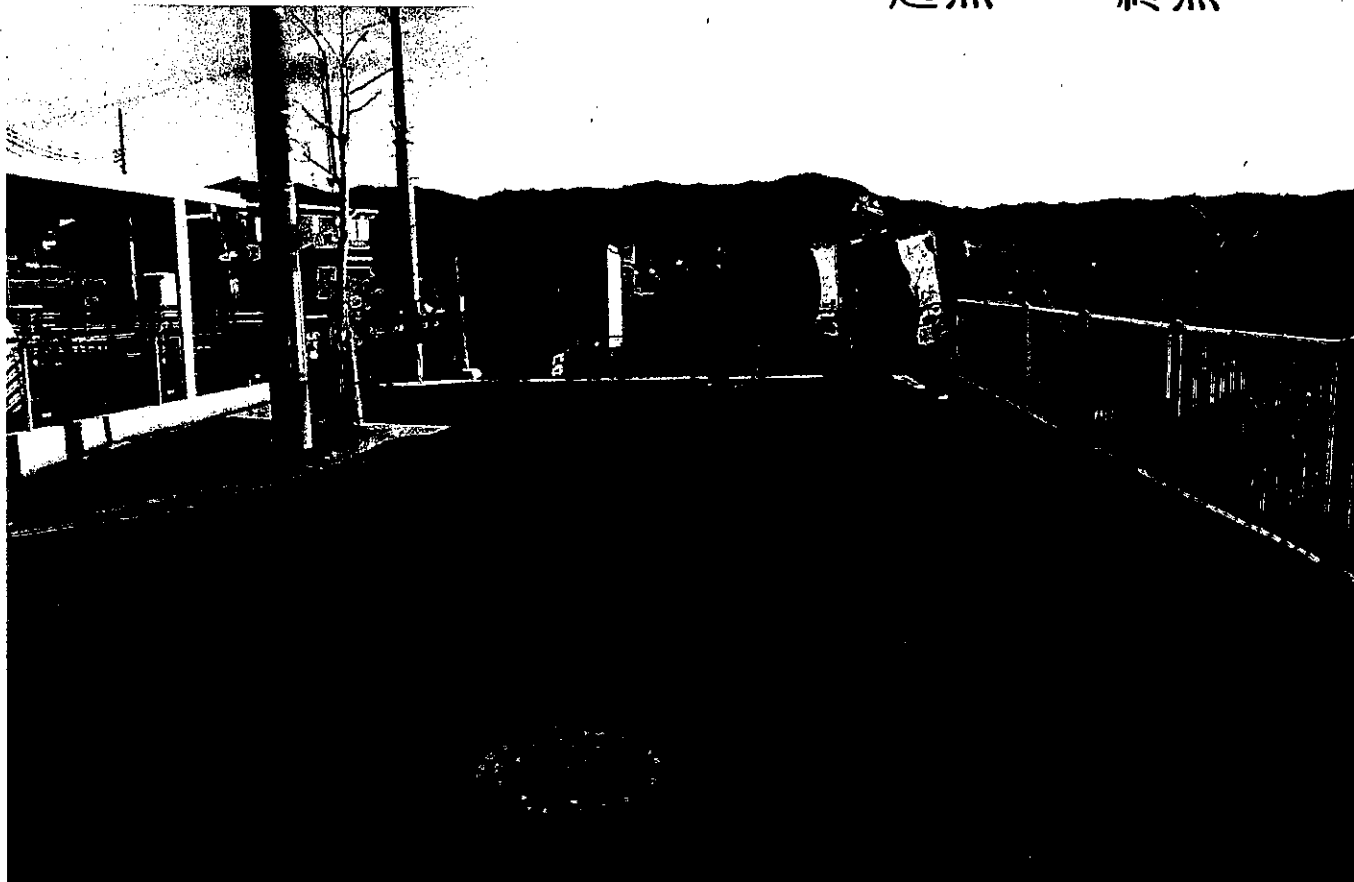
※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

土井4号線 起点

起点 → 終点



土井4号線 終点

終点 → 起点



位置図



今回認定路線

19058 つつじヶ丘143号線

延長 85.84m

東つつじヶ丘都台2丁目

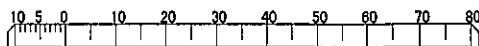
東つつじヶ丘
公園

東つつじヶ丘 都台3丁目

起点 ●
終点 →

※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 1500



東つつじヶ丘

つつじヶ丘143号線 起点

起点 → 終点

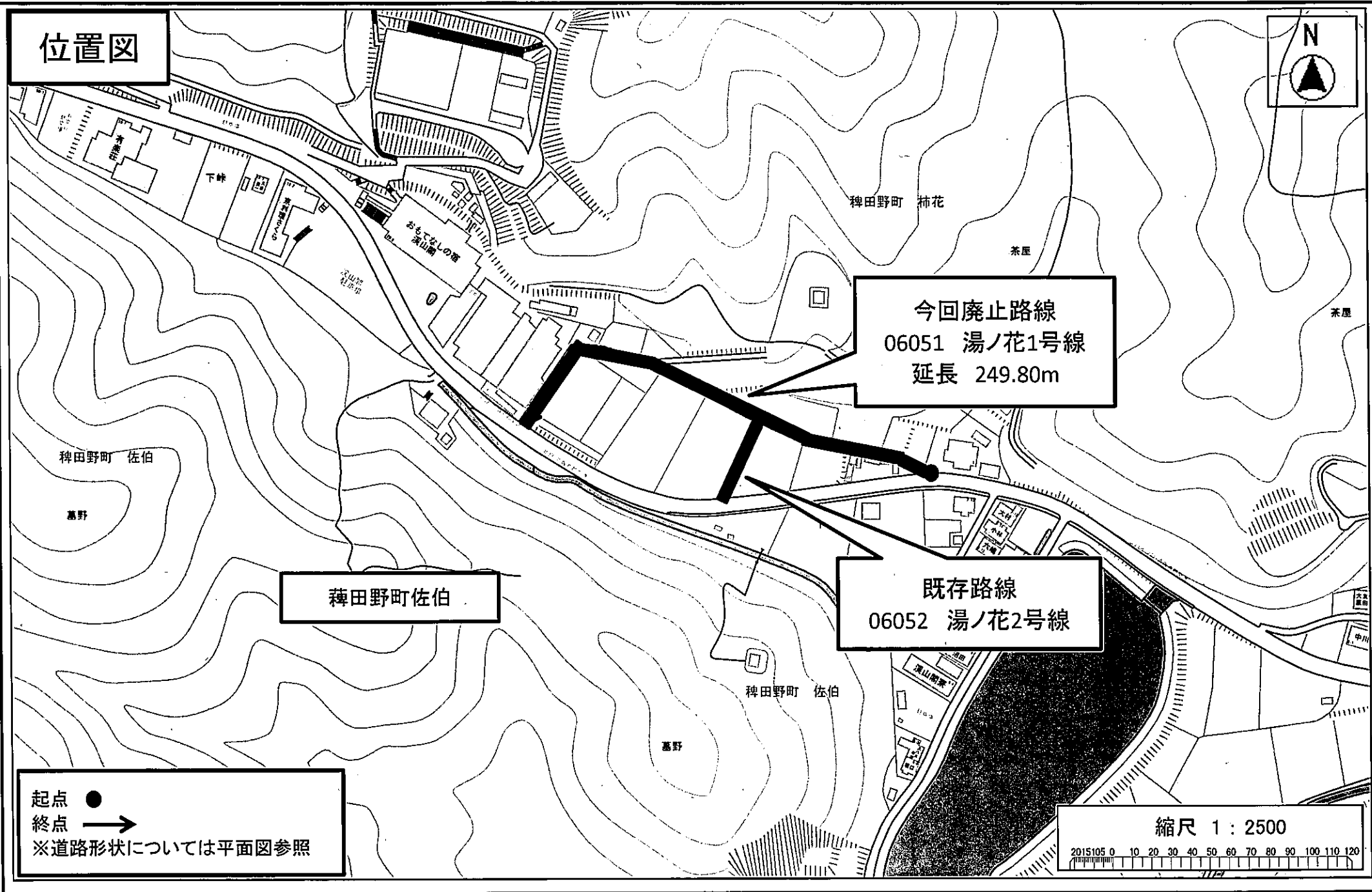
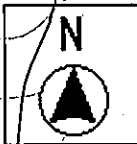


つつじヶ丘143号線 終点

終点 → 起点



位置図



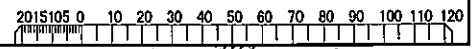
今回廃止路線
06051 湯ノ花1号線
延長 249.80m

既存路線
06052 湯ノ花2号線

穂田野町佐伯

起点 ●
終点 →
※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 2500



位置図

今回廃止路線
07061 前ヶ芝牧ノ尻線
延長 541.18m

本梅町西加舎

起点 ●
終点 →
※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 5000

100 50 0 100

位置図

大井町

今回廃止路線
11132 並河西台線
延長 107.28m

今回廃止路線
11154 堂又線
延長 106.04m

今回廃止路線
11131 工業団地線
延長 433.93m

今回廃止路線
11151 並河三丁目1号線
延長 104.20m

今回廃止路線
11054 並河若宮線
延長 941.36m

犬飼川

国道9号

起点 ●
終点 →
※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 5000

